データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
003	00522	日本人父母_父の戸籍_筆頭者_氏	身分事項_出生_子			N	105			任意	子の身分事項欄に記載の出生に関する、父の本籍における筆頭者の氏	・旧法の記録:庶子が父の戸籍に入籍できなかった場合に記録する。ただし、その後、父と同一戸籍となった場合は記録しない。 ・帰化の際に記録する出生事項:認知の届出の効力のある出生届がされている場合で、父が既に帰化しているときに記録（準正嫡出子を除く）する。ただし、父と同籍する場合は記録しない。 ・帰化の際に記録する出生事項:事実主義の法制に基づき親子関係が成立している場合で、父が既に帰化しているときに記録（嫡出子を除く）する。ただし、父と同籍する場合は記録しない。 ・父母の婚姻前の出生子について嫡出子とする出生届が誤って受理された後、父から非嫡出子出生の届出に訂正する追完の届出があった場合に記録する。（戸籍法第62条:認知の効力を有する）	◎
003	00523	日本人父母_父の戸籍_筆頭者_名	身分事項_出生_子			N	105			任意	子の身分事項欄に記載の出生に関する、父の本籍における筆頭者の名	・旧法の記録:庶子が父の戸籍に入籍できなかった場合に記録する。ただし、その後、父と同一戸籍となった場合は記録しない。 ・帰化の際に記録する出生事項:認知の届出の効力のある出生届がされている場合で、父が既に帰化しているときに記録（準正嫡出子を除く）する。ただし、父と同籍する場合は記録しない。 ・帰化の際に記録する出生事項:事実主義の法制に基づき親子関係が成立している場合で、父が既に帰化しているときに記録（嫡出子を除く）する。ただし、父と同籍する場合は記録しない。 ・父母の婚姻前の出生子について嫡出子とする出生届が誤って受理された後、父から非嫡出子出生の届出に訂正する追完の届出があった場合に記録する。（戸籍法第62条:認知の効力を有する）	◎
003	00524	日本人父母_母の氏名	身分事項_出生_子			N	210			任意	子の身分事項欄に記載の出生に関する、母の氏名	・旧法の記録:庶子が母の戸籍に入籍しなかった場合に記録する。ただし、その後、母と同一戸籍となった場合は記録しない。 ・旧法の記録:父の認知のない嫡出でない子が母の戸籍に入籍できないため、一家創立した場合に記録する。	◎
003	00527	日本人父母_母の戸籍_本籍	身分事項_出生_子			N	100			任意	子の身分事項欄に記載の出生に関する、母の本籍	・旧法の記録:庶子が母の戸籍に入籍しなかった場合に記録する。ただし、その後、母と同一戸籍となった場合は記録しない。 ・旧法の記録:父の認知のない嫡出でない子が母の戸籍に入籍できないため、一家創立した場合に記録する。	◎
003	00528	日本人父母_母の戸籍_本籍_都道府県	身分事項_出生_子			N	4			任意	子の身分事項欄に記載の出生に関する、母の本籍における都道府県	・旧法の記録:庶子が母の戸籍に入籍しなかった場合に記録する。ただし、その後、母と同一戸籍となった場合は記録しない。 ・旧法の記録:父の認知のない嫡出でない子が母の戸籍に入籍できないため、一家創立した場合に記録する。	◎
003	00529	日本人父母_母の戸籍_本籍_市区郡町村名	身分事項_出生_子			N	12			任意	子の身分事項欄に記載の出生に関する、母の本籍における市区郡町村名	・旧法の記録:庶子が母の戸籍に入籍しなかった場合に記録する。ただし、その後、母と同一戸籍となった場合は記録しない。 ・旧法の記録:父の認知のない嫡出でない子が母の戸籍に入籍できないため、一家創立した場合に記録する。	◎